

平成20年度夏季手当（第1回）団体交渉

1. 日 時 2008年5月20日（火）10時55分から10時57分

2. 場 所 東京区政会館201会議室

3. 出席者

区長会：

水島副区長会会長（豊島区）、山田副区長会副会長（北区）、
田中副区長会副会長（墨田区）、高橋副区長（中央区）、
小祝副区長（文京区）、佐々木副区長（目黒区）、安井副区長（板橋区）、
高崎副区長（江戸川区）、鎌形副管理者（特人厚）、
山崎総務部長会会長（江戸川区）、布施総務部長会副会長（新宿区）、
小林人事企画部長（特人厚）、
荒牧調査課長（特人厚）、中田勤労課長（特人厚）

清掃労組：

西川委員長、金澤副委員長、大島書記長、染書記次長、瀬瀬組織部長、
野崎共闘部長、大和田賃金部長、吉田現業部長、木川教宣部長、
宮崎中執、有田中執、岡沢中執、坂本中執、志村中執、恵良中執、
鈴木中執、平田中執、斉藤中執、川内谷中執、洞下中執、渡辺中執、
佐久間中執、張替中執、山崎(努)中執、横須賀中執、秋元中執、
篠田中執、杉田中執

〈清掃労組〉

2008年夏季一時金に関し、別紙のとおり要求いたします。

（要求書読み上げ手交）

原油価格の高騰を理由に、日常品を含めた物価の急激な上昇が続いています。昨年の賃金等の妥結の結果、組合員は現状を維持することができないばかりか諸物価の上昇により生活水準の低下を強いられている現状におかれています。

こうした状況を十分に考慮し、誠意ある回答を求めます。

〈当局〉

それでは私から申し上げます。

只今、皆さんから「2008年夏季一時金等に関する要求書」をいただきました。要求の内容につきましては、直ちに各区長に報告し、事務局にも所要の検討に入らせたいと思います。

さて、4月の月例経済報告では、「景気回復は、このところ足踏み状態にある。」と述べており、基調判断を1年3か月ぶりに下方修正した2月以降、景気回復の停滞が継続していることを示しております。先行きにつきましても、アメリカの景気後退懸念等から、景気下振れのリスクが高まっていると警戒感を強めております。

また、現在の経済情勢を見ますと、民間企業では、円高や原油をはじめとする原材料価格の高騰が企業収益を圧迫しており、とりわけ製造業では生産が減少に転じるなど厳しい状況にあります。

今春闘の結果を見ますと、日本経団連の集計結果や新聞報道によれば、賃金については、ほぼ前年並みの賃上げ水準となったものの、企業や業種間でばらつきがあり、業績やワークライフバランスを重視した配分とするなど、賃上げ原資の配分が多様化していることが伺えます。

また、一時金については、全体の平均支給額の伸び率は縮小しており、特に非製造業においては前年実績を下回るなど、情勢は厳しいものになってきております。

このような状況の中で、特別区におきましては、職員の能力・業績及び職責に基づく人事・給与制度を一層整備し、職員一人ひとりの意欲を高め、能力を最大限に引き出すことにより、公務能率と区民サービスの一層の向上を図り、区民の区政に対する期待と信頼に応えていく必要があると考えております。

3月6日の団体交渉の場でも申し上げたとおり、勤勉手当の成績率制度につきましては、国や都に比べ、一律拋出が適用される職員の範囲が限ら

れており、また、成績率の配分原資も小さなものとなっております。

今後、勤勉手当において、評価結果に基づく勤務成績をより多くの職員に反映させていくための仕組みを整えていく必要があると考えております。

これまでと同様に皆さんと真摯な議論を行って解決を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

夏季一時金に関する皆さんからの要求につきましては、特別区を取り巻く厳しい情勢をはじめ、国や他団体、民間企業の動向など諸般の状況を十分に考慮し、慎重に検討した上でお答えしたいと考えております。

〈清掃労組〉

今回の要求は夏季一時金についての要求ではありますが、生活を支えている重要な課題であります。経済の動向や今春闘の結果、勤勉手当の成績率制度に関しての一律抛出の問題や配分原資問題、さらには評価制度に関わっても考え方が述べられました。

みなさんの主張のすべてを一概に否定はしませんが、現在組合員は冒頭申し上げたとおりの状況下であり、一時金に対しても大きな関心を寄せています。組合員がおかれた状況を十二分に理解したうえで検討を行い、前向きな回答を求めます。

〈当局〉

夏季一時金に関する皆さんからの要求につきましては、検討の上、後日回答いたします。

以上

2008年5月20日

特別区長会会長
多田 正見 様

東京清掃労働組合中央執行委員長
西川 卓吾

2008年夏季一時金等に関する要求書

日頃、地方自治の発展と自治体労働者の生活・労働条件改善、並びに23区の環境保全・資源循環型清掃事業の確立のために御尽力されている貴職に敬意を表します。

特別区の清掃事業は、2000年4月の移管以降大幅な合理化が進められてきております。その一方で、より区民に身近になった清掃事業は、区民の要望等に応え各区独自色を強めた事業展開もされているところです。とりわけ、今年度はサーマルリサイクルへの事業転換も各区により実施時期に違いはありますが、10月には全区において本格実施に移行する予定となっております。サーマルリサイクルへの事業転換は特別区清掃事業にとって極めて重要な施策でもあり、労使双方にとっても失敗は許されません。サーマルリサイクルへの事業転換は、当然にも職員の業務量も増大し大きな負担となりますが、職員全員が一丸となってサーマルリサイクルへの事業転換を成功させなければなりません。

このような状況にもかかわらず、昨年度の賃金等改定交渉では、みなさんから業務職給料表の大幅な引き下げが提案され、私どもとしても苦渋の判断をし、受け入れてきたところです。一生懸命まじめに職務に邁進する職員のやる気を失わせるような業務職給料表の大幅に引き下げが行われた結果、職員のモチベーションの後退が危惧されるところです。従いまして、職員が意欲を持って職務に精励できるような夏季一時金の支給を求めます。

以上の点を踏まえ、夏季一時金に関し、下記の通り要求致しますのでみなさんからの誠意ある回答を求めます。

なお、労使自治の原則を踏まえ、早期に解決するよう申し添えます。

記

1. 夏季一時金の支給月数は、2.5ヶ月分以上とすること。
2. 加算措置・加算区分について改善を図ること。

3. 一時金の「基準日制度」廃止し、勤務実績等に基づき一時金支給を行うこと。
4. 勤勉手当は廃止し、期末手当に統一すること。
5. 再任用職員の支給率についても、定年前職員に準じて改善すること。
6. この要求の申し入れに対する回答は、本年6月20日（金）までに行うこと。

以上